参考資料

「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の見直しについて御意見をお寄せください



港湾の陸域である「臨港地区」内の土地については、港湾とは無関係に無秩序な利用がされた場合、港湾の機能が阻害されるおそれがあることから、港湾法により、臨港地区内に分区を指定して、その分区の目的に従って構築物の用途を規制し、港湾の機能を確保することとしており、川崎市では、「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」においてその具体的な用途を定めております。

近年、経済社会のカーボンニュートラル化の進展をはじめとする社会情勢の変化は大きく、本市でも臨海部における大規模土地利用転換等を背景として、川崎港長期構想や川崎港港湾計画等の改訂を行っております。

川崎港港湾計画の基本方針においては、カーボンニュートラルな社会の形成を先導する港としての水素等の取扱拠点の整備や、誰もが働きたい・訪れたい港としての飲食施設等の誘致が示されていることを踏まえ、川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の改正案を策定しましたので、皆様からの御意見を募集します。

1　意見募集の期間

令和８年１１月１９日（木）～ 令和８年１２月１８日（金）

※　郵送の場合は当日消印有効です。

※　持参の場合は午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

2　資料の閲覧場所

（１）港湾局港湾経営部経営企画課（川崎市役所本庁舎１６階）

（２）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー

（３）かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）

※　川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3　意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

（2）郵送・持参

〒210-８５７７　川崎市川崎区宮本町１

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課あて

（3）FAX

FAX 番号　044-200-3981

≪留意事項≫

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。
- 個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。

4　その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について整理した結果をホームページで公表します。

5　問い合わせ先

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課
電話　044-200-3073　／FAX　044-200-3981

意　見　書			
題名	「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の見直しについて		
氏名 （団体の場合は、名称及び代表者名）			
電話番号		FAX番号	
住所（又は所在地）＊区名まで			
意見の提出日	令和　年　月　日	枚数	枚（本紙を含む）

「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の見直しに対する意見

・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に管理します。
・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提　出　先			
部署名	川崎市港湾局港湾経営部経営企画課		
電話番号	044 － 200 － 3073	FAX番号	044 － 200 － 3981
住所	〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１ 川崎市役所本庁舎１６階		